資料編

1. 緑の現況に関する基礎資料

- (1)都市公園等施設緑地の種類
- (2)史跡・名勝
- (3)かながわ50選・100選等

2. 緑の基本計画の策定等に関する資料

- (1)鎌倉市緑の基本計画の経過概要
- (2)改定(令和4年)の主な内容
- (3)条例・計画等

3. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

- (1)緑政審議会規則
- (2)主な審議項目等

(3)鎌倉市緑政審議会委員

4. 用語の説明



I. 緑の現況に関する基礎資料

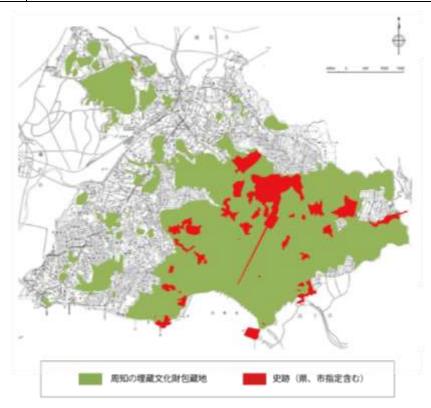
(I) 都市公園[※]等施設緑地の種類

区分	種類	種別	内容
	住区基	街区公園	主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 箇所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 箇所当たり面積 2ha を標準として配置する。
	幹公園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で 箇所当たり面積 4ha を標準として配置する。
		特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における農山漁村の生活環境の改善を目的とする 特定地区公園(カントリーパーク)は、面積 4ha 以上を標準として配置する。
	都市基	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置
	幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模 に応じ 箇所当たり面積 5~75ha を標準として配置する。
都		広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。
市	大規模公園	レクリエ ーション 都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 I,000ha を標準として配置する。
公	国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、I 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように配置する。
		特殊公園	風致公園、墓園等の特殊な公園で、その目的に則し配置する。
園	緩衝緑 地等	緩衝緑地	大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の 災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、 商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応 じ配置する。
		都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地であり、I箇所当たり面積 0.1 ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。(都市計画決定を行わずに借地により整備し都市公園として配置するものを含む)
		緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で、幅員 10~20mを標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。

※出典:都市公園は『公園緑地マニュアル 平成 22 年版』(社)日本公園緑地協会

(2) 史跡・名勝

区分	指定	名称・指定年月日
史跡	国	法華堂跡(源頼朝墓·北条義時墓)(S2.4.8·S2.6.14、追加·名称変更 H12.1.31、追加·名称変更 H18.7.28)、日野俊基墓(S2.4.8)、浄光明寺境内·冷泉為相墓(S2.4.8、追加·名称変更 H19.2.6、一部指定解除·追加 H21.7.23)、極楽寺境内·忍性墓(S2.4.8、追加·名称変更 H20.3.28·H20.7.28)、伝上杉憲方墓(S2.4.8)、稲村ヶ崎(S9.3.13)、若宮大路(S10.6.7、追加 H18.1.26)、浄智寺境内(S41.2.28)、寿福寺境内(S41.3.22、追加 H20.7.28)、永福寺跡(S41.6.14、追加 H20.7.28)、建長寺境内(S41.9.12、追加 H19.7.26)、浄妙寺境内(S41.11.2)、鶴岡八幡宮境内(S42.4.24、追加 H17.8.29)、円覚寺境内(S42.4.24)、覚園寺境内(S42.6.22)、和賀江嶋(S43.10.14、追加 H18.1.26)、朝夷奈切通(S44.6.5、追加 H15.8.27·H19.7.26·H20.7.28)、亀ヶ谷坂(S44.6.5)、巨福呂坂(S44.11.29)、仮粧坂(S44.11.29、追加 H19.7.26、一部指定解除・追加 H21.7.23)、瑞泉寺境内(S46.11.8、追加 H20.3.28)、大仏切通(S52.8.10、一部指定解除・追加 H2.3.29)、北条氏常盤亭跡(S53.12.19)、名越切通(S41.4.11、追加 S56.10.13·S58.11.26·H20.7.28、H21.7.23)、明月院境内(S59.2.9)、東勝寺跡(H10.7.31)、鎌倉大仏殿跡(H16.2.27)、荏柄天神社境内(H17.7.14)、仏法寺跡
		(H18.7.28)、一升桝遺跡(H19.2.6)、大町釈迦堂口遺跡(H22.8.5) 段葛(S30.8.30)、百八やぐら(覚園寺)(S36.7.4)
	鎌倉市	十一人塚(S36.11.15)、内藤家墓地(S37.9.11)、瓜ヶ谷やぐら群(S46.9.11)、 多宝寺址やぐら群(S46.9.11)、洗馬谷横穴群(S46.9.11)、千葉ヶ谷横穴群(S49.4.10)、 大伴神主家墓所(H7.10.13)、番場ヶ谷やぐら群(H7.10.13)、相馬師常墓やぐら (H8.10.18)
名勝	国	建長寺庭園(S7.7.23)、円覚寺庭園(S7.7.23)、瑞泉寺庭園(S46.11.8)



図資-| 史跡・埋蔵文化財包蔵地の範囲 鎌倉市歴史的風致維持向上計画 平成 27 年(2015年) | 2月)

(3) かながわ 50 選・100 選等

名称	対 象 地
神奈川の景勝 50 選	稲村が崎、鎌倉十王岩の展望、光明寺裏山の展望
かながわの花の名所 100選	フラワーセンター大船植物園、明月院、鎌倉山、鶴岡八幡宮、瑞泉寺、源氏山公園、 光則寺、段葛、宝戒寺、散在ガ池森林公園、成就院、光明寺
かながわの公園 50 選	源氏山公園
かながわの古道 50 選	若宮大路、鎌倉の切り通し(七口)
かながわ未来遺産 100	鎌倉やぶさめ、稲村ヶ崎、建長寺、長谷の大仏、江ノ電、円覚寺、鶴岡八幡 宮
かながわのまちなみ100選	小町通り、若宮大路、鎌倉山桜並木周辺、大船仲通り商店街、宅間ガ谷
かながわの名木 100 選	円覚寺のイヌマキ、建長寺のビャクシン、浄智寺のタチヒガン、鶴岡八幡宮 の大イチョウ、光則寺のカイドウ、坂の下の御霊神社のタブノキ
かながわの美林 50 選	鶴岡八幡宮の森
かながわの探鳥地 50 選	源氏山公園、山崎
かながわの橋 100 選	夷堂橋、歌の橋
かながわの博物館 50 選	県立近代美術館、県立フラワーセンター大船植物園、鎌倉国宝館、鎌倉文学 館
かながわまつり 50 選	鎌倉花火大会、鎌倉まつり、雪洞祭、光明寺お十夜
かながわの建築物 100 選	杉本寺観音堂、旧一条恵観山荘、鎌倉文学館、長谷子ども会館、県立近代美術館、 鎌倉市吉屋信子記念館、聖母訪問会モンタナ修道院聖堂
かながわの民俗芸能 50 選	流鏑馬、坂の下の面掛行列御霊神社
かまくらと三浦半島の古 木・名木 50 選(鎌倉市内の 古木・名木)	貞宗寺のキャラボク、フラワーセンターの玉縄桜、成福寺のビャクシン、浄智寺のハクウンボク、浄光明寺のイヌマキ、甘縄神明宮のタブノキ、荏柄天神社のイチョウ、鎌倉宮のオガタマノキ、瑞泉寺のブユザクラ、安養院のラ
(12件)	カンマキ、安国論寺のヤマザクラ、光明寺のクロガネモチ

資料:かながわ 50 選・100 選シリーズ

2. 緑の基本計画の策定等に関する資料

(1) 鎌倉市緑の基本計画の経過概要

- ■鎌倉市緑の基本計画策定(平成8年4月)
 - 一部改訂(平成 13 年 6 月)、改訂(平成 18 年 7 月・平成 23 年 9 月)

年	月	日	項目・内容等 備 考		
平成6年	6	24	(都市緑地保全法改正)	緑の基本計画制度創設	
平成7年	5	12	緑の基本計画策定委員会設置	第 回委員会開催	
				(H8.3.18 まで 8 回開催)	
平成8年	2	5	鎌倉市緑化審議会へ諮問	緑の基本計画素案について	
	2	6	市民への素案公開及び意見書提出	H8.2.20 まで	
	2	27	鎌倉市緑化審議会から答申	緑の基本計画素案について	
	3	6	緑の基本計画案確定		
	3	29	緑の基本計画確定		
	4	-	緑の基本計画公告		
			神奈川県知事への通知	緑の基本計画策定についての通知	
平成 12年	5	26	第 4 回鎌倉市緑政審議会に緑の基本計画		
			見直し作業について報告		
			鎌倉市緑政審議会越澤会長職務代理の専門		
			的助言を受けながら見直し		
	7	31	第 5 回鎌倉市緑政審議会に報告 見直しの基本方針		
平成 3 年		構成・内容について			
	3	28	第 18 回鎌倉市緑政審議会に諮問	緑の基本計画(案)	
	5	8	緑の基本計画(案)を公表・市民の意見聴取	H13.5.22 まで	
	6	1	第 19 回鎌倉市緑政審議会で鎌倉市緑政審	緑の基本計画(案)	
			議会から答申		
	6	8	緑の基本計画確定・公告	見直し終了	
	6	-	神奈川県知事への通知	計画改訂について通知	
	7	15	見直し終了について市広報に掲載		
平成 16年	6	18	(都市緑地法改正)	新制度創設、緑の基本計画制度充	
				実	
	12	22	緑の基本計画改訂検討会設置		
平成 17年	2	1	Ⅰ 緑の基本計画見直しについて市民からの意 市広報・ホームページ		
			見を募集		
	3	28	第 3 回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しの基本方針(案)	
	3	31	緑の基本計画見直しの基本方針決定		
	4	22	緑の基本計画見直しの基本方針と、緑行政	ホームページ・印刷物	
			に対する市民意見等を公表		
	7	8	第 32 回鎌倉市緑政審議会に報告	見直し・改訂の概要その 1(案)	

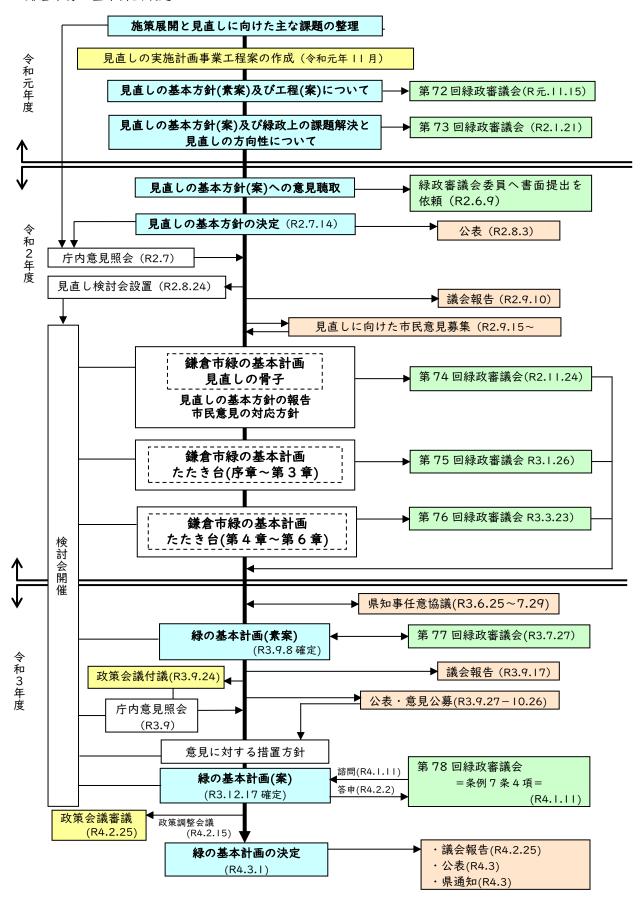
年	月	日	項目・内容等	備考
	7	25	見直し・改訂の概要(その 1)確定	ホームページ・印刷物で公表
	11	22	第 33 回鎌倉市緑政審議会に報告	見直し・改訂の概要その 2(案)
	12	2	見直し・改訂の概要(その 2)確定	ホームページ・印刷物で公表
	12	14	鎌倉市議会 2 月定例会に報告	緑の基本計画見直しの状況
平成 18年	_	23	緑の基本計画(素案)を確定	
	_	24	第 34 回鎌倉市緑政審議会に報告	緑の基本計画(素案)
	1	30	神奈川県知事協議	都市緑地法第4条第6項
	2	15	鎌倉市議会 2 月定例会に報告	緑の基本計画(素案)
	2	中	素案の市民説明会	5 回開催
	З	2	鎌倉市議会 2 月定例会に報告	計画確定に向けたスケジュール
	З	15	神奈川県知事回答	
	З	27	緑の基本計画(案)を確定	
	З	30	第 35 回鎌倉市緑政審議会に諮問	緑の基本計画(案)
	4	3	案の縦覧と意見募集	市広報・ホームページ
5 19 第 36 回鎌倉市緑政審議会で、糸		第 36 回鎌倉市緑政審議会で、緑政審議会	緑の基本計画(案)	
	から答申		から答申	
	7 24 緑の基本計画を確定・広告・県知事に通知 者		都市緑地法第4条第7項	
平成 22 年 2 22 見直しの基本方針決定		見直しの基本方針決定		
	3	30	緑の基本計画見直しの基本方針を公表・方	
			針に対する市民意見募集	
	4	2	緑の基本計画見直し検討会設置	
平成 23 年	6	6	緑の基本計画(素案)を確定	
			パブリックコメントの実施	鎌倉市意見公募手続条例・緑の基
				本計画(素案)の貸出(~H23.7.5)
	6	10	神奈川県知事協議	都市緑地法第4条第6項
	6	14	鎌倉市議会 6 月定例会に報告	緑の基本計画(素案)
	7 5 神奈川県知事回答		神奈川県知事回答	
	7	12	市民意見に対する措置方針の公表	
	7 15 緑の基本計画(案)を確定		緑の基本計画(案)を確定	
	7 22 第 52 回鎌倉市緑政審議会に諮問		第 52 回鎌倉市緑政審議会に諮問	緑の基本計画(案)
	8	9	緑政審議会から答申	
	9	1	緑の基本計画を確定・広告	都市緑地法第4条第7項
	9	2	神奈川県知事に通知	都市緑地法第4条第7項

■鎌倉市緑の基本計画改定(令和4年3月)の経過

年	月日	項目·内容等	備考
令和元年	月 5 日	第72回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しのスケジュール、見直しの 基本方針(素案)
令和2年	月2 日	第73回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しの基本方針(案)
	3月16日	緑の基本計画見直し検討会(準備会)	
	7月 4日	鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針 確定	
	8月3日	緑の基本計画見直しの基本方針の公表	
	8月24日	緑の基本計画見直し検討会の設置	鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会設置要綱の策定
	9月10日	鎌倉市議会 9 月定例会に報告	見直しの基本方針
	9月 5日~ 0月 4日	市民意見募集	緑に関する意見・提案
	11月2日	第 回鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会	
	11月24日	第74回鎌倉市緑政審議会に報告	見直しの基本方針、市民意見募集 の結果及び対応方針、計画の骨子
	2月2 日	第 2 回鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会	
令和3年	1月26日	第75回鎌倉市緑政審議会に報告	序章~第3章
	2月15日	第 3 回鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会	
	3月23日	第76回鎌倉市緑政審議会に報告	第4章~第6章
	5月20日	第 4 回鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会	
	6月25日	神奈川県知事協議開始(任意協議)	7月29日協議終了
	7月6日	第 5 回鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会	
	7月27日	第77回鎌倉市緑政審議会に報告	素案(案)
	9月17日	鎌倉市議会9月定例会に報告	
	9月24日	政策会議に付議	パブリックコメントの実施につ いてほか
	9月27日~ I0月26日	パブリックコメントの実施	
	月 8日	第6回鎌倉市緑の基本計画見直し検討 会	
	12月10日	パブリックコメントに対する措置方針 の決定	
	12月17日	鎌倉市緑の基本計画(案)を確定	

令和4年	月 日	第78回鎌倉市緑政審議会に諮問	
	2月2日	鎌倉市緑政審議会からの答申	
	3月1日	鎌倉市緑の基本計画を確定・公表	

■鎌倉市緑の基本計画改定のフロー



(2) 改定(令和 4 年)の主な内容

- ○計画の基本理念など、従前の「緑の基本計画」の基本的な方針を継承し、計画内容の補強・ 補充を中心とした改定としました。
- ○鎌倉のめざすべき緑の方向性として、新たにグリーンインフラの考え方を加えて、緑の将来 都市像を示しました。
- ○緑の7つの機能ごとに取組方針を示しました。
- ○計画の実現に向けて、グリーン・マネジメントの実践、リーディング・プロジェクト及び計画指標の設定を位置付けました。
- ○流域を踏まえた地域別の方針を示しました。
- ○改定後の計画目標年次を 2041 年(令和 23 年)、中間年次を 2031 年(令和 13 年)としました。

1) 鎌倉市緑の基本計画見直しの基本方針(令和2年7月14日決定)

Ⅰ 緑の基本計画見直しの趣旨

鎌倉市緑の基本計画は、都市緑地法に基づく、緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画として、平成8年に全国に先駆けて策定しました。そして、本計画によって、広町・台峯・常盤山や鎌倉近郊緑地特別保全地区など緑地の保全や、都市緑化の推進を図り、緑地の確保の視点からは着実な成果を積み重ねてきました。

一方で、近年の自然災害の激甚化に伴う倒木被害の多発など、市民の安全な生活が脅かされてきている状況から、緑地の維持管理体制の整備は、待ったなしの状況になっています。

このような状況下において、今回の緑の基本計画の見直しは、保全を図ってきた緑の質が向上し、市民にとって安全、安心なものとなる道筋を提示することを主眼として取り組んでいきます

また、地球温暖化や少子高齢化などの緑を取り巻く状況の変化に対する視点、グリーンインフラ及び SDG s の視点を持って、計画を見直すものです。

2 見直しの基本方針

(1) 安全・安心な暮らしのための緑の維持管理手法の提示

公有地、民有地問わず、緑地全体を対象に検討し、緑の質の向上と災害に強い緑地の保全・維持管理を進める。そのための市民・土地所有者・行政の役割分担、維持管理水準及び事業費、スケジュール等、緑の質が向上していくための適正な維持管理に向けた道筋を提示していく。

(2) 基本理念・将来都市像の継承

実現途上にある計画の基本理念、将来都市像といった、本市がめざす緑は継承しつつ、国・県の動向及び関連する行政計画の改訂の状況や、近年の社会状況の変化を踏まえ、これまでの取組を検証し、時代に即した新たな施策へと発展させる。

(3)緑を取り巻く状況の変化に対する視点からの検証

地球環境や社会の劇的な変化に対し、積極的な手入れによる環境機能の強化、暮らしを支える緑豊かな都市環境を創造するという視点から、施策の検証を行う。

(4) グリーンインフラの視点からの検証

自然環境(緑・水・土・生物等)が有する多様な機能をあらゆる課題解決に活用しようとするグリーンインフラの考え方の視点から、流域ごとに施策の検証を行う。

(5) SDGsの視点からの検証

本市における持続可能な循環型社会(環境・経済・社会)の構築を、より一層推し進めるため、 SDGs の視点から、緑施策の検証を行う。

(6) 実現性の向上

計画の進行管理を行い、更なる施策展開を行うための考え方である「グリーン・マネジメント」について、公園・緑地以外の都市施設への負荷軽減や地域住民の健康づくり等、新たな評価軸、施策間連携を検討し、各施策の実現性の向上を目指す。

また、市民や企業等、全てのステークホルダーが事業の方向性及び目標を共有し、理解と協力が得られるよう、視覚的にもわかりやすい計画を作成する。

2) 改定の主な内容

①基本的方針の継承

【基本的方針の継承】

- ○鎌倉市は、平成8年4月に全国に先駆けて緑の基本計画を策定し、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めて、緑の将来都市像の実現に取り組んできました。
- ○これまでの改定の中でも計画内容の充実を図るなどしてきましたが、計画の基本理念等の基本的方針はこれまでも継承してきました。
- ○今回の改定では、緑の基本計画が中長期的な視点にも立った計画であるとの趣旨を踏まえ、 実現途上にある計画の基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針を引き続き継承し、リー ディング・プロジェクトや施策と制度・事業、流域を踏まえた地域別の方針など、記載の充 実を図りました。

【国・県の動向等への対応】

- 〇平成 29 年の都市緑地法及び関連法の改正に対応し、緑化重点地区の拡大や都市公園等の維持管理方針、生産緑地地区に関する記載の充実を図りました。
- ○国・県の動向を踏まえ、緑が地球温暖化防止や生物多様性保全に寄与するものとして評価を 行い、取組方針を示しました。

②安全・安心な暮らしのための緑の維持管理

○保全が図られてきた緑地や、整備を進めた都市公園が、市民にとって安全で快適な生活を提供するものとなるように、維持管理をこれまで以上に重要なものとし、施策や制度・事業、 リーディング・プロジェクトへの位置づけを行いました。

③グリーン・マネジメントの実践

【グリーン・マネジメントとアクションプランの作成】

- ○これまでと同様、「鎌倉市のみどり」を計画書の一部として位置付けると共に、アクションプランを策定し、進行管理に活用することとました。
- ○リーディング・プロジェクトに対して計画指標を設定し、年度ごとの推移を取りまとめることとしました。

【財政環境を踏まえた実効性の高い施策の方向性】

○市独自の制度である、保存樹木・樹林制度、緑地保全契約制度、樹林管理事業等に、新たに 創設した民有緑地維持管理助成事業を加えました。また、緑地の所有者に対する効果的な支 援策の再構築を図ることとしました。

④緑政上の課題の解決

○特別緑地保全地区の指定候補地は継続して区域を位置付けることとし、指定に向けた事務手 続を進めることとしました。また、既指定地区については、維持管理の目標(例)を示しまし た。

○都市公園等の整備の方針及び維持管理の方針を示しました。

⑤計画目標年次と緑地の指定・整備目標

- ○緑の基本計画に基づくこれまでの実績と、計画に示した緑地指定等の実現性を踏まえて、改定後の計画目標年次 2041 年(令和 23 年)、中間年次 2031 年(令和 13 年)に長期的な将来都市像を加え、緑地の指定・整備目標値を見直しました。
- ○流域を踏まえた上で、地域別の方針を示し、流域ごとの緑の考え方を反映しました。

(3) 条例・計画等※1

1) 鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例

平成9年7月4日 条例第5号

(目的)

第 | 条 この条例は、本市の緑の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、土地所有者等、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、緑の保全及び創造に関する施策について必要な事項を定めることにより、緑豊かな都市環境の形成を図り、もって市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとこ ろによる。
 - (I)緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地が、単独で、若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって、良好な自然的環境を形成しているものをいう。
 - (2)緑 緑地及び街路樹、庭に植栽される樹木等その他これらに類する樹木等で良好な自然 的環境の形成に寄与しているものをいう。
 - (3) 土地所有者等 緑を所有し、管理し、または占有している者をいう。

(基本理念)

- 第 3 条 緑の保全及び創造は、本市の歴史的、文化的環境を確保し、潤いと安らぎのある都市 環境を形成し、健全 な生態系を保持し、人と自然との豊かな触れ合いを確保し、及び災害に 強く安全な都市をつくる上で、緑が極めて重要であることから、これを良好な状態で将来 の 世代に継承することを目的として行われなければならない。
- 2 緑の保全及び創造は、市、土地所有者等、市民及び事業者が緑の重要性を認識し、相互に協力することにより行われなければならない。

(市の責務)

- 第4条 市は、前条に定める緑の保全及び創造についての基本理念(以下「基本理念」という。) にのっとり、緑の保全及び創造についての施策を策定し、これを実施しなければならない。
- 2 市は、前項の規定による施策の策定及び実施に当たっては、緑の状態、土地の所有及び土地 利用の状況についての調査その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(土地所有者等、市民及び事業者の責務)

第 5 条 土地所有者等、市民及び事業者は、基本理念にのっとり、緑の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が実施する緑の保全及び創造についての施策に協力しなければならない。 (緑政審議会)

- 第6条 市長の附属機関として、鎌倉市緑政審議会(以下「審議会」という。)を置く。
- 2 審議会は、市長の諮問に応じ、緑の保全及び創造についての基本的事項又は重要事項を調査 審議するものとする。
- 3 審議会は、緑の保全及び創造に関する事項について、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 5 委員は、市議会議員、市民及び学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営について必要な事項は、別に規則で定める。

(緑の基本計画)

- 第7条 市長は、緑の保全及び創造についての施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、緑の保全及び創造についての基本的な計画(以下「緑の基本計画」という。)を定めなければならない。
- 2 緑の基本計画は、都市緑地法(昭和 48 年法律第 72 号)第 4 条第 1 項の緑地の保全及び緑化 の推進に関する基本計画の内容を満たすものでなければならない。
- 3 緑の基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

^{※「}条例・要綱等は「別表」「様式」等を一部省略しています。

- (1)緑の保全及び創造についての目標
- (2)緑の保全及び創造の施策についての事項
- (3)緑の配置の方針についての事項
- (4)その他緑の保全及び創造の施策の推進のため必要な事項
- 4 市長は、緑の基本計画を定めるに当たっては、土地所有者等、市民及び事業者の意見を聴く とともに、審議会に諮問しなければならない。
- 5 市長は、緑の基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 6 前2項の規定は、緑の基本計画の変更について準用する。

(施策実施のための措置)

第 8 条 市長は、緑の基本計画に基づき、緑の保全及び創造についての施策を実施するため必要な法制上及び財政上の措置を講ずるものとする。

(推進地区の指定)

- 第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する緑地を緑地保全推進地区(以下「推進地区」という。)として指定することができる。
 - (1)歴史的、文化的環境を確保するために保全することが必要な緑地
 - (2)潤いと安らぎのある都市環境を形成するために保全することが必要な緑地
 - (3)健全な生態系を保持するために保全することが必要な緑地
 - (4)人と自然との豊かな触れ合いを確保するために保全することが必要な緑地
 - (5)災害に強く安全な都市をつくるために保全することが必要な緑地
- 2 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする地区内の土地の所有者の意見を聴くよう努めるとともに、審議会に諮問しなければならない。

(推進地区の案の縦覧等)

- 第 10 条 市長は、推進地区の指定をしようとするときは、あらかじめ指定の趣旨及び内容を公告し、その案を当該公告の日から 14 日間公衆の縦覧に供しなければならない。
- 2 前項の規定による公告があったときは、市民及び利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について市長に意見書を提出することができる。

(推進地区の指定の告示等)

- 第 11 条 市長は、推進地区の指定をしたときは、これを告示しなければならない。
- 2 市長は、推進地区の指定をしたときは、当該推進地区内に標識を設置するものとする。

(推進地区の指定の変更等)

第 | 2 条 第 9 条第 2 項、第 | 0 条及び前条第 | 項の規定は、推進地区の指定の変更及び解除について準用する。

(推進地区内の行為の協議)

- 第 13 条 推進地区内において、次の各号のいずれかに該当する行為をしようとする者は、あらかじめ市長と協議しなければならない。ただし、災害のための必要な応急措置及び通常の管理行為、軽易な行為その他の行為で規則で定めるものについては、この限りでない。
 - (1)建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
 - (2)宅地の造成、土地の開墾、土石の採取その他の土地の形質の変更
 - (3)木竹の伐採又は移植
 - (4)水面の埋立て
 - (5)前各号に掲げるもののほか、緑地の保全に影響を及ぼすおそれのある行為で規則で定めるもの

(助言及び指導)

第 14条 市長は、前条各号のいずれかに該当する行為をしようとする者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

(保存樹木等の指定等)

- 第 15 条 市長は、樹木等の保全を図るため必要があると認めるときは、規則で定める基準に該当する樹木又はその集団を保存樹木又は保存樹林(以下「保存樹木等」という。)として指定することができる。
- 2 市長は、保存樹木等の指定をしようとするときは、当該指定をしようとする樹木又はその集団の所有者等(所有者又は管理者をいう。以下同じ。)の承諾を得なければならない。
- 3 市長は、保存樹木等の指定をしたときは、その所有者等にその旨を通知するとともに、当該 指定を表示する標識を設置するものとする。
- 4 保存樹木等の指定期間は、3年とする。ただし、市長は、必要に応じ、指定期間の更新を行うことができる。

(保存樹木等の保存義務)

- 第 16 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等について、枯損の防止その他その保存に努めなければならない。
- 2 市民及び事業者は、保存樹木等が大切に保存されるように協力しなければならない。

(保存樹木等に係る届出)

- 第 17 条 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等を伐採し、若しくは移植し、又は譲渡しようとするときは、あらかじめその旨を市長に届け出なければならない。
- 2 保存樹木等の所有者等は、当該保存樹木等が滅失し、又は枯死したときは、速やかにその旨 を市長に届け出なければならない。

(保存樹木等の指定の解除)

- 第 18 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、保存樹木等の指定を解除することができる。
 - (1)前条第 | 項の規定による届出があった場合でやむを得ないと認めるとき。
 - (2)前条第2項の規定による届出があったとき。
 - (3)公益上の理由その他特別の理由があるとき。
- 2 市長は、保存樹木等の指定を解除したときは、その所有者等にその旨を通知しなければならない。

(緑化の推進)

- 第 19 条 市長は、緑化の目標についての基準(以下「緑化基準」という。)を定め、これに基づき、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎等の公共施設の緑化を推進するものとする。
- 2 市民は、緑化基準に基づき敷地の緑化に努めるとともに、地域における緑化の推進活動に積極的に参加するよう努めなければならない。
- 3 事業者は、緑化基準に基づき、その設置し、又は管理する工場、事業所等の緑化に努めなければならない。

(支援及び助成)

- 第 20 条 市長は、推進地区内の樹木等及び保存樹木等の保全を図るため必要があると認めると きは、それらの所有者等に対し、必要な支援をし、又は予算の範囲内で助成することができ る。
- 2 市長は、緑化の推進を図るため必要があると認めるときは、市民及び事業者に対し、必要な 支援をし、又は予算の範囲内で助成することができる。

(買取りの申出)

第21条 推進地区内の土地の所有者で規則で定めるものは、当該土地の市による買取りを希望 するときは、市長に対し、その旨を申し出ることができる。

(緑地保全基金等による買入れ等の手続)

第 22 条 市長は、鎌倉市緑地保全基金の設置、管理及び処分に関する条例(昭和 61 年 3 月条 例第 21 号)第 1 条の鎌倉市緑地保全基金等をもって緊急かつ必要な緑地の買入れ等を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(公表)

- 第23条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その旨を公表することができる。
 - (1) 第 13 条の規定による協議をしない者
 - (2)第 14 条の指導に従わない者
 - (3)第 17 条第 1 項の規定による届出をしない者又は当該届出の際虚偽の届出をした者
- 2 市長は、前項の規定による公表を行おうとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(委任)

第24条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

この条例は、平成9年10月1日から施行する。

(緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例の廃止)

2 鎌倉市緑化の推進及び樹木等の保全に関する条例(昭和 47 年 10 月条例第 22 号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(経過措置)

- 3 平成8年4月 | 日に策定された鎌倉市緑の基本計画は、第7条第 | 項の規定により定められた緑の基本計画とみなす。
- 4 この条例の施行の際、現に旧条例の規定により指定されている保存樹木等に関する取扱いについては、その指定期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。
- 付 則(平成 17年2月16日条例 10)
- この条例は、公布の日から施行する。

2) 円海山・北鎌倉近郊緑地保全計画

平成 19年2月 14日国土交通省告示第 130号

円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域(以下「保全区域」という。)は、三浦半島北部の横浜市及び鎌倉市の境界部に位置し、首都圏の緑地ネットワークを構成する多摩・三浦丘陵における重要な大規模緑地である。

本保全区域においては、三浦半島へと伸びる丘陵の枢要な緑地が、まとまりのある連続的な自然環境を形成するとともに、南側に拡がる鎌倉市の歴史的風土と一体となり周辺の居住地や観光地に対して広域的な自然景観を提供している。また、同保全区域内は、首都圏住民が身近に自然とふれあう場を有し、地域における貴重種を含む多種の動植物が生息生育するなど、多様な機能を有する首都圏近郊における貴重な緑地となっている。

しかしながら、本保全区域は、周辺の幹線道路の整備による交通利便性の向上等に伴い、都市 的な土地利用の拡大が懸念される地域の中にある地区でもある。

当該保全区域を自然的特徴、自然とのふれあい機能確保の観点等から整理すると、①「岩瀬・公田ゾーン」、②「荒井沢ゾーン」、③「十二所・上郷ゾーン」、④「円海山・大丸山周辺ゾーン」及び⑤「釜利谷ゾーン」の5つに分けられる。

- ①鎌倉市岩瀬・今泉及び横浜市栄区公田中谷地区に位置する「岩瀬・公田ゾーン」は、保全区域 北西部の丘陵にあって、円海山・大丸山周辺ゾーンへと伸びる枢要な緑地が形成されている ゾーンである。また、鎌倉市の歴史的風土保存区域と一体となって、周辺の市街地に対して 自然景観を提供している。
- ②横浜市栄区公田荒井沢地区に位置する「荒井沢ゾーン」は、栄区を東西に流れるいたち川のひとつの流域であり、斜面樹林に囲まれた湿地、農地等で構成される谷戸の地形で構成されるゾーンである。また、荒井沢市民の森を中心に、自然体験等の活発な活動がなされている場がある。
- ③ 県道 23 号より西側の鎌倉市今泉台・十二所等及び横浜市栄区上郷等に位置する「十二所・上郷ゾーン」は、鎌倉市の歴史的風土保存区域と横浜市の円海山・大丸山周辺ゾーンの緑地を繋いでいるゾーンである。また、歴史的風土保存区域へと続く散策路や散在ガ池周辺等の緑地は、多くの首都圏住民にとって自然とのふれあいの場となっている。
- ④県道 23 号と横浜横須賀道路の間の横浜市栄区庄戸・磯子区氷取沢等に位置する「円海山・大丸山周辺ゾーン」は、本保全区域において最も枢要な骨格的緑地があり、二次林を中心とする樹林や横浜市内を流れる大岡川やいたち川の源流域等で構成される樹林地及び水辺地とが一体となり良好な自然環境が形成されているゾーンである。また、自然観察の森、市民の森、散策路等が整備され、自然とのふれあい体験の場として、多くの首都圏住民により利用されているとともに、横浜市栄区や金沢区等の周辺の市街地に対して、広域的な自然景観を提供している。
- ⑤横浜横須賀道路の東側の横浜市金沢区釜利谷等に位置する「釜利谷ゾーン」は、金沢区の市街地に対して、保全区域の枢要な緑地である円海山・大丸山周辺ゾーンとの間の緩衝帯となっている。また、金沢自然公園、市民の森、円海山・大丸山周辺ゾーンへと続く散策路等の様々な施設が整備され、保全区域の中でも最も利用がなされているゾーンである。
- ー 保全区域内における行為の規制その他当該近郊緑地の保全に関する事項

| 保全の基本方針

首都圏近郊緑地保全法(昭和四十一年法律第百一号)第一条の目的を達成するため、保全区域においては、次に掲げる事項を基本方針として、良好な自然環境を保全するものとする。

当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある行為の規制その他の当該近郊緑地の保全については、 連続する丘陵部や谷戸の樹林・水辺地等を一体的に保全することを前提として、次に掲げる事項を

踏まえ、前述の各ゾーンの特性に応じたものとする。

(1)自然的特徴及び自然とのふれあい活動を踏まえた緑地等の適切な保全

保全区域全体として、樹林の減少又は分断を防止するのみならず、水辺地等を含めた近郊緑地の自然状態を総合的に保全するものとする。また、関係地方公共団体は、恒常的に保全区域全域の自然状態を把握し、適切な管理の措置を行うものとする。

また、散策等の利用に際して、利用者は、設定されたルート外への立入やオーバーユーズなどにより自然環境へ過度の負荷を与えないよう配慮をするものとし、関係地方公共団体は、啓発や情報提供等により適切な利活用を促すものとする。

なお、前述の5ゾーンにおいては、それぞれ次の点に留意するものとする。

- ①「岩瀬・公田ゾーン」においては、多種の動植物の生息生育の場である丘陵部及び谷戸における 樹林等の自然環境を保全する。そのため、特に自然景観を提供する丘陵部の緑地の連続性の確 保に配慮しつつ、ゾーン内の樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制及び担保性の 向上を図るものとする。
- ②「荒井沢ゾーン」においては、丘陵部及び谷戸の斜面樹林や源流域の水辺地等から構成される自然環境を一体的に保全する。そのため、生物多様性の保全及び樹林による水源涵養機能に配慮しつつ、ゾーン内の多様な自然状態に影響を与える行為の規制及び担保性の向上を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民の森による緑地保全施策を継続するとともに、里山における農業体験や環境学習等の様々な活動を促進するための取組を市民団体等と協力しながら行い、里山の良好な環境の保全、育成等を図るものとする。また、利用者の安全確保及び自然環境への負荷を抑制する観点から、利用者を適切に誘導するためのルート設定等により適切な利活用を図るものとする。

- ③「十二所・上郷ゾーン」においては、隣接するゾーンの緑地と連続する丘陵部の樹林地や散在が 池周辺の水辺地等のまとまりをもって維持されている自然環境を保全する。そのため、これら 枢要な緑地の連続性に配慮しつつ、樹林の量的減少及び質的劣化を防止するための規制を図る ものとする。
- ④「円海山・大丸山周辺ゾーン」においては、円海山周辺から鎌倉市北東部へと連続する骨格的な 丘陵部の緑地を保全する。そのため、緑地の連続性や、樹林地と水辺地等の一体性を損なう行 為を規制し、また、生物多様性の保全や樹林の保水力の向上及び源流域への給水力の向上を図 るため、樹林の量的な減少や質的な劣化等の防止のための規制を図るものとする。

関係地方公共団体は、市民団体等とも連携しながら多様な自然状態の維持に努めるとともに、 既に指定されている円海山近郊緑地特別保全地区、市民の森等に加え、ゾーン内の枢要な緑地 について担保性の向上を図ることによって、丘陵部の緑地の連続的な保全を図るものとする。 また、緑地が分断されている既存の開発地等において、市街地としての適切な緑化を誘導する ことにより、連続する周辺の緑地との自然環境のネットワーク化を図るものとする。

⑤「釜利谷ゾーン」においては、樹林地や水辺地等の自然環境の保全を図るため、自然状態に影響 を与える行為について規制を図る。

関係地方公共団体は、自然環境の保全のため自然公園や市民の森等による現在の緑地保全施 策を継続するものとする。

(2)近郊緑地保全に関する普及啓発及び維持管理等に関する多様な主体との協働

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、利用者その他近郊緑地の保全に関係する者に対し、当該近郊緑地の保全について普及啓発すること等により、緑地の保全に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

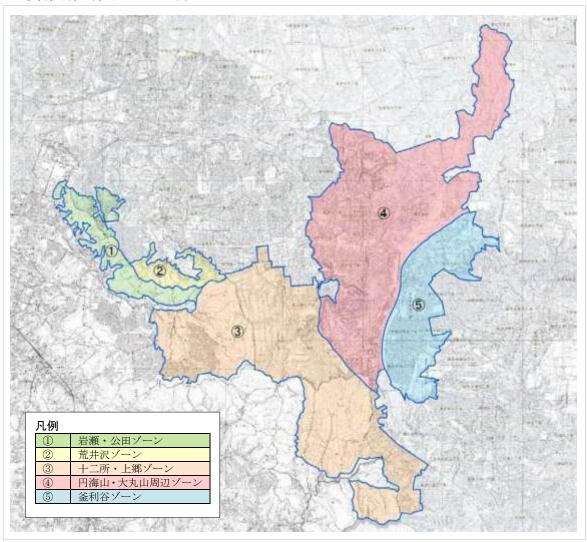
関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境又は景観の保全とその意義の普及啓発並びに環境 教育の推進のため、保全区域内の緑地について、自然状態を損なわないよう留意しつつ、自然と のふれあい活動の拠点として適切に利活用を促すものとする。また、当該普及啓発及び利用者へ の指導及び誘導、区域内パトロール、自然環境の保全・維持・回復、農業体験等の活動にあたり、 環境保全や農業体験活動等を目的とする市民団体等多様な主体と協働して取り組むこととする。

2 行為の規制に関する事項

保全区域においては、前項の保全の基本方針を踏まえ、当該近郊緑地の状態を損なうおそれのある 行為を抑制するものとし、特に緑地の連続性及び多種の動植物の生息生育する樹林や水辺等の自然 環境の一体性を損なう行為の規制に重点をおくものとする。また、風致地区制度等、他の緑地保全に 資する制度を併せて活用することにより、その許可基準とも整合を図りながら行為の届出に対する 効果的な助言・勧告を行うものとする。

- 3 その他当該近郊緑地の保全に関する事項
- (I)国及び関係地方公共団体は、保全区域及びその周辺における公共事業等の実施等においては、保全区域内の自然環境への影響に十分配慮する等、当該近郊緑地の保全に資するよう努めることとする。
- (2)関係地方公共団体は、保全区域内の自然環境の保全状況の把握に努め、届出なしに行われる行為 又は虚偽の行為の届出を認めた場合は、これを是正する措置を行うものとする。
- (3)関係地方公共団体は、必要に応じ保全区域内の良好な自然環境を維持するための樹林の間伐、下草刈り、病害虫予防措置その他の保全措置を講ずるものとする。
- (4)関係地方公共団体は、保全区域内における緑地の荒廃・喪失を防止するため、必要に応じて土地所有者等との間で管理協定を締結し、適切な管理及び利用を図るものとする。

■近郊緑地保全計画ゾーニング図



- 二 保全区域内において当該近郊緑地の保全に関連して必要とされる施設の整備に関する事項
- I 保全措置に関連して必要とされる施設について

保全区域内においては、次に掲げるもののうち、当該近郊緑地の適正な保全のために必要な施設の 整備を行うものとする。

- (I)当該近郊緑地の保全、適正な利活用又は普及啓発のための道路、散策路、広場、休憩所、解説板 その他の施設又は設備
- (2)立入防止柵、標識等の管理施設
- (3)土砂崩壊防止施設
- (4)公衆便所
- (5)防火施設
- (6)自然景観の保持・再生のための植栽
- 2 施設整備計画に関する事項
 - (1)施設整備の基本方針

保全措置に関連して必要とされる施設については、自然環境への影響を最小限とするよう配慮しながら、自然体験活動、環境学習等の場としての利活用の促進を図るため、機能や利便性の向上のための整備、及び散策路等の安全確保のための整備やその維持管理について、地域住民や市民団体とも連携を図りながら、各ゾーンの特性に応じて効果的に行うものとする。

(2)多様な主体からの意見を反映した整備計画の策定等

関係地方公共団体は、保全区域内における施設の整備及びその維持管理に関する具体的な計画を 策定するに当たっては、関係地方公共団体相互に連携するものとし、その際、学識経験者、環境保 全を目的とする市民団体その他多様な主体からの意見を踏まえるものとする。

- 三 近郊緑地特別保全地区の指定の基準に関する事項
- Ⅰ 指定の方針

保全区域内において、近郊緑地の保全の効果が特に著しい又は特に良好な自然環境を有する重要な緑地については、これを近郊緑地特別保全地区に指定し永続的に保全する。

2 指定の基準

近郊緑地特別保全地区は、保全区域の枢要な部分を構成している土地の区域とし、次に掲げる基準に該当するものについて指定するものとする。

- (1)首都及びその周辺の地域の住民の健全な心身の保持及び増進又はこれらの地域における公害若しくは災害の防止の効果が特に著しく、かつ特に良好な自然環境を有すること。
 - この基準の適合の確認にあたっては、以下の点に留意するものとする。
 - ①多くの首都及びその周辺の住民が参加し、秩序ある自然観察活動や保全活動が実施されるなど、 自然とのふれあいや環境教育の拠点としての機能を有するものであること。
 - ②保全区域内及びその周辺の土地利用の状況等に鑑み、公害又は災害の防止に必要な位置、規模 及び形態を有するものであること。
 - ③地域の自然特性を顕著に示していること。
 - ④自然植生、豊かな野生生物の生息地等の良好な自然環境を有するものであること。
- (2)保全区域内における近郊緑地の効果的な保全のため、特に保全対策を講ずる必要があること。この基準の適合の確認にあたっては、当該近郊緑地を保全するため、当該区域における樹木の伐採、建築物の増改築、土地の形質の変更等の規制その他の保全対策を特に講ずる必要がある区域である点に留意するものとする。
- 3 指定にあたって特に配慮すべき事項

「岩瀬・公田ゾーン」、「荒井沢ゾーン」及び「十二所・上郷ゾーン」における保全区域北西部の丘陵、

水辺地、源流域等のまとまりをもって維持されている枢要な緑地について、緑地の連続性を考慮し一体的に保全されるよう配慮するものとする。

四 近郊緑地特別保全地区内における土地の買入れに関する事項

都市緑地法(昭和四十八年法律第七十二号)第十七条第一項の規定による土地の買入れは、私人が所有し、かつ、建築物その他の工作物の新築、土地の造成等の行為について、同法第十四条第一項の許可を得ることができないため、その土地の利用に著しい支障をきたすこととなるものについて、当該土地の所有者から当該土地を買い入れるべき旨の申し出があった場合において行うものとする。

3. 鎌倉市緑政審議会に関する資料

(I) 緑政審議会規則

平成9年9月30 規則第11号

(主旨)

第 | 条 この規則は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例(平成9年7月条例第5号)により設置された鎌倉市緑政審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(会長)

- 第2条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
 - 2 会長は審議会を代表し、会務を総理する。
 - 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

- 第3条 審議会の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、その議長となる。
 - 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。 (意見の聴取)
- 第 4 条 審議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

- 第5条 会長は、必要に応じ、審議会に部会を置くことができる。
 - 2 部会に属すべき委員は、学識経験を有する者のうちから会長が指名する。
 - 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
 - 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
 - 5 部会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、この審議会の所掌事務を所管する課等において処理する。

(委任)

第 7 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付則

(施行期日)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

(2) 主な審議項目等

○緑政審議会は、平成 10 年 1 月 23 日の第 1 回開催以来、令和 4 年 1 月 11 日までに 78 回開催され、市長の諮問事項のほか、緑の保全及び創造についての基本的事項または重要事項について調査審議しています。

■鎌倉市緑政審議会の主な審議項目等

回	開催日	主な審議項目等
		・審議会の公開等の取り扱いについて
第1回	平成 10 年 1月23日	・審議事項及び審議方法について
		・鎌倉市の緑に関する現状と課題について
第2回	平成 10 年 5 月 15 日	・緑地保全推進地区の指定について(市長からの諮問事項)
第 2 凹	十成 10 平 3月 13日	・緑地の買入れ基準について(市長からの諮問事項)
		・緑地保全推進地区の指定について
第3回	 平成 0 年 7 月 3 日	・緑地保全推進地区指定検討対象地所有者への意見聴取方法について
第 3 四	十成 10 年 7 月 31 日	・緑地の買入れ基準、買入れ要望について
		・広町、台峯について
		・緑政審議会部会中間報告について
第 4 回	平成 10年 10月 9日	・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業状況について
		・緑地の買入れ基準について

回	開催日	主な審議項目等
		・平成 年度の緑地の買入れについて
		・緑地の買入れ基準について
# F D	T + 1 1 5 1 1 20 1	・緑地保全推進地区指定検討対象地の作業進捗状況について
第5回	平成 年 月 20 日	・緑政審議会部会中間報告について
		・市町村森林整備計画について
第6回	平成 年 3 月 日	・緑政審議会部会中間報告について
 	十成 11 年 3 月 1 日	・ 緑地[(仮称)植木貞宗寺緑地]の買入れの報告について
		・緑政実績について
第7回	平成 年 5 月 7 日	・緑政審議会部会の中間報告について
33 7 11		・広町に係る保全方策について(市長からの諮問事項)
		・緑地保全地区の指定検討について
	平成 年 7 月 9	・傍聴者の取り扱い、会議資料の公開について
第8回	日	・広町に係る保全方策について
		・緑地保全推進地区の指定検討について
第9回	平成 年 8 月 7	・広町に係る保全方策について
	日	・緑地保全推進地区の指定検討について
第10回	 平成 年 0 月 22 日	・広町に係る保全方策について ・緑地保全推進地区の指定検討について
第10回	平成 1 1 年 10 月 22 日 	・平成 12 年度緑地の買入れについて
	平成 年 月 26	・広町に係る保全方策について
第十一回	日	・緑地保全推進地区の指定検討について
	平成 2 年 月 2	・広町に係る保全方策について
第12回	日	・緑地保全推進地区の指定検討について
		・広町に係る保全方策について
第13回	平成 12 年 3 月 30 日	・緑地保全推進地区の指定検討について
#	T.B. 10 T. T. D. C. D.	・平成 年度緑政実績について
第 14 回	平成 12 年 5 月 26 日	・広町の緑の保全に向けての保全方策について
英 1	五十 1 2 年 日 日 2 1 日	・広町の緑の保全に向けての保全方策について
第 15 回	平成 2年 7月3 日	・緑の基本計画の見直しの方針について
第16回	平成 2 年 0 月 3 日	・平成 13 年度緑地の買入れについて
第17回	平成 3 年 月 9 日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
第18回	平成 13年 3月28日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
		・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
**	T. 10 T (1 1 1 1	・平成 12 年度緑政実績について
第19回	平成 13年 6月 1日	・鎌倉市自然環境調査について
		・緑地保全統合補助事業について
		・平成 4 年度緑地の買入について
第 20 回	平成 13年 10月 5日	・緑地保全地区の指定について
		・鎌倉市自然環境調査について
		・緑地保全地区の指定について
第21回	平成 4 年 月 8 日	・緑政審議会委員について
		・(仮)鎌倉市まちづくり基準条例大綱(案)について
		・平成 13 年度緑政実績について
		・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて
第 22 日	五代 14年 5日 24日	・鎌倉市緑の基本計画見直しのその後の状況について
第 22 回	平成 4 年 5 月 24 日	・鎌倉市自然環境調査について ・緑地保全地区の指定について
		・・緑地保室地区の指定に りいて ・・(仮)鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例大綱(案)
		(版) 「(版)
		・平成 15 年度緑地の買入れについて
第 23 回	 平成 4 年 0 月 8 日	・緑地保全地区の指定について
		・鎌倉市自然環境調査について
	1	

回	開催日	主な審議項目等
		・広町・台峯のその後の状況について
		・常盤山のその後の状況について
		・歴史的風土保存地区拡大後の取り組みについて
		・世界遺産登録について
		・鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例について
		・緑地保全推進地区内行為の手続きについて
		・広町・台峯のその後の状況について
第 24 回	平成 15 年 3 月 24 日	・常盤山のその後の状況について
<i>3</i> 7 24 13	一,从13年3万2年日	・歴史的風土保存地区の指定について
		・緑地保全地区の指定について
		・鎌倉市自然環境調査について
		・平成 14 年度緑政実績について
第 25 回	平成 15 年 5 月 30 日	・鎌倉市自然環境調査について
37 Z J L		・広町・常盤山のその後の状況について
		・首都圏における自然環境の総点検に関するワーキンググループについて
		・広町(都市林)の基本構想について
第 26 回	平成 15 年 7 月 31 日	・緑地保全地区の指定について
33 20 11	1 1 1 1 1 1 1 1	・常盤山のその後の状況について
		・文化財の発掘調査について
		・平成 16 年度緑地の買入れについて
	- 15	・平成 15 年度「緑の都市賞」の入賞について
第 27 回	平成 15年 10月 10日	・常盤山のその後の状況について
		・常盤山の歴史的風土保存地区の指定について
		・広町(都市林)の用地取得及び基本構想について
		・広町(都市林)の用地取得及び基本構想について
	- 10	・鎌倉広町緑地の都市計画決定の手続について
第 28 回	平成 6 年 月 2 日	・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
		・緑地の買入れについて
		・緑政審議会委員について
W 00 0	T-4-1/ T- D-D-0-D	・会長の選出及び会長職務代理者の指名について
第 29 回	平成 16年7月2日	・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
		・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画(案)について
		・(仮称)青蓮寺緑地保全推進地区について(市長からの諮問事項)
		・(仮称)鎌倉広町緑地の基本計画について
第 30 回	平成 16年11月5日	・緑地の買入れについて
	1,20,10,11,13,011	・(仮称)常盤山緑地保全地区の指定について
		・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
		・ 青蓮寺緑地保全推進地区について(市長への答申)
		・文化財の発掘調査について
第31回	平成17年3月28日	
33 3 1 11		
		` '
	平成 7 年 7 月 8 日	
第 32 回		・台峯の保全について
		・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
		・岡本緑地保全推進地区内行為について
第31回	平成 I 7 年 3 月 28 日 平成 I 7 年 7 月 8 日	・台峯の保全について ・歴史的風土特別保存地区の拡大について ・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて ・岩瀬地区の近郊緑地保全区域指定について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計(素案)について ・緑地の買入れについて ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて ・景観法制定に伴う本市の対応について ・岡本地区緑地保全推進地区内行為の協議について ・平成 16 年度緑政実績について ・(仮称)鎌倉広町緑地基本設計について ・台峯の保全について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて

回	開催日	主な審議項目等
		・緑政審議会委員について
		・台峯の保全について
第 33 回	平成 7年 月22日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
		・近郊緑地保全区域の特別地区格上げについて
		・緑地の買入れについて
第 34 回	平成 18年 1月24日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて
		・岡本緑地保全推進地区内行為について
		・鎌倉市緑の基本計画(案)について
第 35 回	平成 18年 3月30日	・緑地の買入れについて
# JJ []	TM 10 4 3 7 30 G	・台峯の保全について
		・岡本緑地保全推進地区内行為について
第 36 回	平成 18年 5月 19日	・鎌倉市緑の基本計画(案)について
7,00 [1 10 1 0 7 1 1 7 1	・台峯の保全について
		・平成 17 年度緑政実績について
第 37 回	平成 18年 7月 18日	・(仮称)山崎・台峯緑地基本構想について
		・鎌倉市緑の基本計画について
		・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(素案)について
		・常盤山保全配慮地区の施策展開方針(案)について
		・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について
第 38 回	平成 18年 11月 20日	・古都保存法施行 40 周年記念事業について
		・「日本の歴史公園 I 00 選」(都市公園法施行 50 周年記念事業)選定結果 について
		・「美しい日本の歴史的風土 100 選」(古都保存法施行 40 周年記念事業)
		たびい日本の歴史的風工100度」(日都休行仏池1740周年記念事業)について
		・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定について
		・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画(案)について
第 39 回	平成 19 年 1 月 22 日	・特別緑地保全地区の指定に向けた手続の状況について
33 3 7 11	1 1 1 1 1 1 1 1 2 2 1	・「みどりと友好のシンポ」と「多摩・三浦丘陵の緑と水景に関する広域
		連携会議」について
		・鎌倉市緑の基本計画実現に向けた取り組みについて
		・(仮称)山崎・台峯緑地基本計画の確定、都市計画決定の手続きの状況
		について
		・寺分一丁目特別緑地保全地区の都市計画決定の手続きについて
		・天神山特別緑地保全地区の指定に向けた保安林指定権者との協議の状
		況ついて
		・円海山・北鎌倉近郊緑地保全区域の拡大指定に伴う今泉北自然環境保
第 40 回	平成 19年 7月 13日	全地域の指定解除について
		・平成 18 年度に買入れた緑地について
		・六国見山森林公園の供用開始について
		・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について
		・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会、第
		回歴史的風土部会の開催概要について
		・多摩・三浦丘陵自治体広域連携会議の「取り組みの基本的方向性」につ
		いて ・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計(案)について
		・ (仮称)山崎・日季緑地基本設計(条)に 入いて
笙//1回	 平成 9 年 0 月 23 日	・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区の変更等の考え方
₩ 구 I □		
		・グリーンバンク制度の変更の方針の考え方について
		・会長の選出、及び会長職務代理の指名
		・寺分一丁目特別緑地保全地区の指定について
第 42 回	平成 20 年 1 月 29 日	・(仮称)山崎・台峯緑地基本設計の確定について
		・緑地保全に係る法制度適用に伴う緑地保全推進地区制度の運用につい
		7

回	開催日	主な審議項目等
		・美しい日本の歴史的風土・環境フォーラムの開催について
		・景観地区・高度地区の指定について
		・国土交通省社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会第 2 回
		歴史的風土部会で議決された、歴史的風土の保存・継承小委員会報告
		について
		・平成 19 年度緑政実績「鎌倉市のみどり(緑の基本計画実現に向けた取
		り組み)」について
		・近郊緑地特別保全地区の指定について
		・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について
第 43 回	平成 20 年 7 月 28 日	・緑地の買入れについて
2,10	7,7,4 = 0 1 7,7 = 0 1	【現場視察】
		・(仮称)山崎・台峯緑地
		・特別緑地保全地区及び同候補地(寺分一丁目地区、等覚寺地区、手
		広・笛田地区、青蓮寺地区、手広地区)
		・(仮称)夫婦池公園
M	T + 00 左 10 F 00 F	・天神山特別緑地保全地区の指定(都市計画決定)について
第 44 回	平成 20 年 10 月 22 日	・手広・笛田特別緑地保全地区の指定候補地について
		・台保全配慮地区内の緑地保全施策検討の状況について
		・近郊緑地特別保全地区の指定について ・(仮称)山ノ内西瓜ヶ谷緑地の施策方針について
		・(仮称)山ノ内四瓜ケ谷緑地の施東方針について ・緑地寄附受入体制整備の取り組みについて
第 45 回	平成 21 年 1月 26 日	・ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史まちづく
		・地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(歴史ようラスリリ法)の施行について
		・市民との協働による緑地保全制度の検討について
		・平成20年度緑政実績について
		・夫婦池公園の供用開始について
		・梶原五丁目地区の緑地保全に係る施策方針案について
	- 8 - 4	・確保緑地の適正整備事業について
第 46 回	平成 21 年 7月 24 日	・緑の基本計画の見直しに向けた取り組みについて
		・緑地環境整備総合支援事業の活用について
		・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について
		・多摩・三浦丘陵の緑と水をつなぐシンポジウムについて
		・手広・笛田特別緑地保全地区の指定について
		・緑の基本計画の見直しに向けて市民から提出された意見について
第47回	 平成 2 年 月 8 日	・緑政上の課題解決と緑の基本計画の見直しの方向性について
37 7 / 🗀	M 2 T I I I I I I I I I	・緑地保全推進地区内行為について
		・緑地環境整備総合支援事業に関する資料配付について
		・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の事務手続について
**	T. B. 0.0 4	・山ノ内西瓜ヶ谷緑地の都市計画決定について
第 48 回	平成 22 年 月 26 日	・市民緑地制度の運用について
		・緑の基本計画の見直しについて
		・平成 2 年度緑政実績について
第 49 回	平成 22 年 7 月 23 日	・緑の基本計画の見直しについて ・近郊緑地特別保全地区の指定及び常盤山特別緑地保全地区の変更につ
新47 凹	一	・近外線地特別休全地区の指定及び吊監山特別線地休全地区の変更につ いての情報提供
		・COPIO への鎌倉市の参加について
		・緑の基本計画の見直しについて
		・緑地保全推進地区内行為の完了について
第 50 回	平成 23 年 月 28 日	・岩瀬下関防災公園の整備について
7,000	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	【現場視察】
		・扇湖山荘
络ロロ	亚出 22 年 日日 22 日	
第51回	平成 23 年 5 月 23 日	・鎌倉市緑の基本計画(素案)について

回	開催日	主な審議項目等
		・鎌倉市緑の基本計画(案)について
第 52 回	平成 23 年 7 月 22 日	・平成 22 年度緑政実績について
		・岩瀬下関防災公園の都市計画決定について
第 53 回	平成 23 年 11 月 21 日	・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選について
第 53 凹	一版 25 平 11 万 21 日	・鎌倉市緑の基本計画の確定について
		・鎌倉近郊緑地特別保全地区の指定について
		・常盤山特別緑地保全地区の変更について
		・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状
		況について
		・鎌倉広町緑地の実施設計の方針について
		・会長の選出、会長職務代理の指名
		・平成 23 年度緑政実績について
第 54 回	平成 24 年 7 月 23 日	・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて
		・鎌倉市都市公園条例の改正について
		・鎌倉広町緑地実施設計の確定について
		・岩瀬下関防災公園の整備状況について
		・梶原五丁目特別緑地保全地区の指定について
第 55 回	平成 24 年 11 月 26 日	・等覚寺特別緑地保全地区の指定について
		・鎌倉広町緑地の実施設計について
第 56 回	平成 25 年 1 月 24 日	・現地視察(歴史的風土保存区域(建長寺・史跡永福寺跡)、近郊緑地保全
ж 30 <u>ы</u>	1 1 2 4 1 7 2 4 1	区域)
		・平成 24 年度緑政実績について
第 57 回	亚式 25 年 7 月 10 月	・「緑の基本計画」の優良事例 40 選の選定について
第37四	平成 25 年 7 月 19 日	・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選の考え方と手続きについ
		7
		・鎌倉広町緑地の実施設計について
第 58 回	平成 25 年 11 月 19 日	・鎌倉市緑政審議会委員の任期満了に伴う改選に係る市民委員の募集状
		況について
		・平成 25 年度緑政実績について
第 59 回	平成 26 年 7 月 25 日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しの検討について
		・鎌倉広町緑地の実施設計について
第 60 回	平成 27 年 3 月 27 日	・現地視察(鎌倉広町緑地) ・鎌倉市の緑政を取り巻く状況について
		・平成 26 年度緑政実績について
第61回	平成 27 年 7 月 17 日	・鎌倉広町緑地と岩瀬下関防災公園の供用開始について
	- 0	・(仮称)山崎・台峯緑地の実施設計について
第 62 回	平成 28 年 月 5 日	・緑地保全推進地区制度の見直しについて
		・鎌倉市緑政審議会会議等の公開等に関する取扱要領の改正等について
M 10 -	T-4-00-F-7-7-10-7	・平成 27 年度緑政実績について
第 63 回	平成 28 年 7 月 12 日	・「(仮称)鎌倉市緑政審議会のあゆみ」の取りまとめ状況について
		・(公財)鎌倉風致保存会が受けた表彰について
		・「(仮称)鎌倉市における緑の保全・創造の取組み(緑の基本計画と緑政
		審議会のあゆみ)」の取りまとめ状況について
第 64 回	平成 29 年 月 23 日	・(公財)鎌倉風致保存会の都市緑化功労者・国土交通大臣表彰受賞につ
		いて
		・鎌倉市緑地保全基金の推移状況について
<i>ktr , = -</i>	T-4 00 - 7 7 7 7 7	・「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議
第 65 回	平成 29 年 7 月 27 日	会のあゆみ)」について

回	開催日	主な審議項目等		
		・平成 28 年度緑政実績について		
		・都市計画公園・緑地見直しに係る検討について		
		・(仮称)上町屋特別緑地保全地区の指定に向けた取り組みについて		
		・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて		
		・鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について		
		・生産緑地地区を定めることができる区域の規模に関する条例の制定に		
		ついて ・緑の都市賞受賞について		
第 66 回	平成 30 年 月 6 日	・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて		
		(その2)		
		・「鎌倉市における緑の保全・創造の取り組み(緑の基本計画と緑政審議		
		会のあゆみ)」の発送等について		
		・緑地保全推進地区内行為について		
第 67 回	平成 30 年 3 月 28 日	・鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し方針(案)について(再		
		報告)		
		・平成 29 年度緑政実績について		
第 68 回	平成 30 年 7 月 23 日	・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについ		
		7 (703)		
签 / 0 口	亚代 20 年 11 日 17 日	・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて(論点を踏まえた討議)		
第 69 回	平成 30 年 11 月 16 日	・(にはいては、) ・(仮称) 山崎・台峯緑地の都市計画緑地の変更について		
		・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについ		
第70回	平成 31 年 1 月 22 日	て(論点を踏まえた討議)		
		・鎌倉市緑地保全基金の推移状況を踏まえた各事業の取り組みについて		
		(討議のとりまとめ)		
		・平成 30 年度緑政実績について		
第71回	令和元年7月30日	・鎌倉市都市計画公園の都市計画変更(5・5・1 号鎌倉海浜公園)につ		
		いて		
		・第3号山崎・台峯緑地の都市計画変更について		
		・確保緑地の適正整備事業について		
# RO I	A1	・前回審議会会議録の確認		
第72回	令和元年 月 5 日	・確保緑地の適正整備事業について ・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて		
		・前回審議会会議録の確認		
		・第 4 号山ノ内宮下小路緑地の都市計画変更について		
第73回	令和2年1月21日	・緑地の土地所有者支援策について		
		・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて		
		・前回審議会会議録の確認		
		・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて		
第 74 回	令和 2 年 1 1 月 24 日	・緑地の土地所有者支援策について		
		・山崎・台峯緑地の一部開園について		
		・特定生産緑地の指定について		
		・前回審議会会議録の確認		
第 75 回	令和3年1月26日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて		
		・緑地の土地所有者支援策について		
		・令和元年度緑政実績について		
第 76 回	令和3年3月23日	・前回審議会会議録の確認		
		・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて		
		・前回審議会会議録の確認		
第77回	令和3年7月27日	・鎌倉市緑の基本計画の見直しについて		
		・令和2年度緑政実績について		

回	開催日	主な審議項目等	
第 78 回	令和4年 月 日	・前回審議会会議録の確認 ・鎌倉市緑の基本計画(案)について	

(3) 鎌倉市緑政審議会委員

- ○緑政審議会の委員は、鎌倉市緑の保全及び創造に関する条例第 6 条第 5 項の規定にしたがい、市 議会議員、市民及び学識経験を有する者(以下、「学識経験者」という。)のうちから市長が委嘱して います。
- ○条例では 15 名以内の委員をもって組織することになっています。
- ○令和4年 | 月 | 日現在(第 | 2 期:令和2年 | 月23日~令和4年 | 月22日)、 | 0名を委員に 委嘱しています。
- ■鎌倉市緑政審議会委員(市民、学識経験を有する者の順で50音順、敬称略)

会 長 入江 彰昭 学識経験者(造園学・地域制緑地)東京農業大学教授

会長職務代理 押田 佳子 学識経験者(ランドスケープエコロジー)日本大学准教授

植木 陽子 市民

田中美惠子 市民

山内 政敏 市民

飯田 晶子 学識経験者(緑地環境計画)東京大学大学院特任研究員

岩田 晴夫 学識経験者(生物)鎌倉市緑化推進専門委員、元・慶應義塾大学 SFC 非常勤講師

佐藤 雄基 学識経験者(歴史学)立教大学教授

上村 真由子 学識経験者(森林生態学)日本大学准教授

松行 美帆子 学識経験者(都市計画)横浜国立大学大学院教授

■今までに緑政審議会委員を務められた方(市議会議員、市民、学識経験を有する者の順で 50 音順、 敬称略)

市議会議員:伊東正博・仙田みどり・納所輝次・野島芳郎・古屋嘉廣・前野正司・松尾 崇・三輪 裕美子・森川千鶴・渡邊 隆・和田猛美・赤松正博・太田治代・西岡幸子・前川綾子

市 民 :池 英夫・石島やよひ・石田美智子・大木 実・大河内重富・北山武征・久保順三・ 久保野充・煙原郁子・斎藤忠邦・斎藤マリ・佐藤二朗・柴田好敏・杉山順子・野口景 子・二松 エ・村田禮子・山本俊文

学識経験者:秋山哲雄·飯村 武·石川幹子·梶山正三·越澤 明·輿水 肇·志村直愛·鈴木 亘· 藤原良章

4. 用語の説明

【あ行】	内 容	頁
インクルーシブ	英語の inclusive は、「すべてを含んだ、包括した」などを意味しており、障害	74
	のある人も無い人も平等に、地域や社会で一緒に暮らし、働き、学ぶ権利を保障	
	された社会をインクルーシブ社会といいます。	
SDGs(持続可能な	2015 年に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(Sustainable	4
開発目標)	Development Goals)のことで、2030 年を期限とする、先進国を含む国際社会	
	全体が取り組むべき 17 の目標とそれを実現するための 169 のターゲットから構	
	成されています。	
	「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範	
	な課題に統合的に取り組んでいます。	
オープンスペース	一般的には、建物によって覆われていない土地の総称をいいますが、都市計画	23
	基礎調査では山林・農地などの自然的土地利用地を除いた、都市公園・広場等の	
	公共空地を示す言葉として用いられています。	
オープン・ガーデン	本計画では、市民等が、自発的に広く公開する、個人の家の庭や緑化した敷地	123
	をオープン・ガーデンとしています。	
温室効果ガス	地球温暖化の要因となる二酸化炭素やメタン等の物質をいいます。	36
【か行】		
外来種	ある土地に本来存在しない生物で、外部から意識的又は無意識的に持ち込まれ	39
	た生物をいいます。	
街路樹愛護会	町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などの団体が、「鎌倉市街路樹愛護会	23
	の設立等に関する要綱」に基づいて、街路樹の愛護活動を行うために結成する団	
	体です。	
風の道	都市気象の緩和を目的として設けられる風の通り道をいいます。市街地の後背	37
	地に広がる樹林などの保全、市街地内の既存樹林の保全・都市公園などの整備、	
	河川や道路の周辺地域での植栽などにより、都市内に新鮮で冷涼な風の流れをつ	
	くりだす手法として用いられます。	
かながわ生物多様	生物多様性基本法の制定や COPIO の開催及び国家戦略の策定など、生物多様	2
性計画	性の保全に関する動きが進展してきたことや、神奈川県内における生物多様性の	
	現状・課題等を踏まえ、神奈川県が、平成 28 年 3 月に県内区域の生物多様性の	
	保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画として策定したものです。	
鎌倉街道	中世鎌倉幕府の所在地である鎌倉と各地をつなぐ古道を、一般に鎌倉街道とい	67
	います。	
かまくら景観百選	鎌倉市の景観づくりの意識を高めるとともに、地域の景観資源を明らかにす	46
	ることを目的に平成 10 年に実施した事業で、「鎌倉らしい代表的な景観」、「鎌	
	倉の景観を構成する重要な要素」として 86 件を選定しています。	
鎌倉市森林整備計	県知事が策定する地域森林計画に即して、地域森林計画の対象となる民有林の	109
画	伐採・造林・保育その他森林の整備に関する基本的事項などを定める計画で、平	
	成 30 年 4 月に策定しました。	
環境負荷	環境に与えるマイナスの影響をいいます。環境負荷を低減するため、温室効果	36
	ガスの排出削減等の取組が行われています。	
関東ふれあいの道	関東地方の 都 6 県をつなぐ総延長 1,655 km、全 44 コースの長距離自然歩	41
	道です。首都圏自然歩道ともいいます。	
間伐・間伐材	樹木の発育を助けるため、樹林内の樹木の一部を伐採して立木密度を疎にする	34

	樹林管理手法の一つです。間伐によって発生する木材を間伐材といいます。	
京都議定書	平成 9 年(1997 年)12 月に、京都市で開かれた第 3 回気候変動枠組条約締約	4
	国会議(地球温暖化防止京都会議、COP3)で、同月 II 日に採択された「気候変動	
	に関する国際連合枠組条約の京都議定書」のことをいいます。	
供用開始	供用開始公園という場合、使用が可能になった都市公園を意味します。	22
近郊緑地保全計画	首都圏近郊緑地保全法第4条に基づいて、国が定める計画で、保全区域内にお	80
	ける行為の規制、保全に関連して必要とされる施設の整備、近郊緑地特別保全地	
	区指定の基準、土地の買入れ等に関する事項を定めることとなっています。	
グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する	4
	多様な機能(生物の生息の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制等)を活用	
	し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進めるものです。(国土交通省	
	ホームページから引用。)	
グリーン・マネジメ	緑の環境をより良い方向に改善していくための、PDCA サイクル(Plan 計画・	92
ント	Do 実行・Check 評価・Action 改善)の考え方を取り入れた緑を保全・整備・創	
	造、管理・運営していく考え方です。その基本的な考え方は、これまで市が実践	
	し、鎌倉市緑政審議会に報告して進行管理してきたもので、今回の「緑の基本計	
	画」の見直しでは、この実積を踏まえて、施策展開の柱とするものです。	
景観重要建造物	景観法に基づいて、景観行政団体の長が、景観計画区域内の良好な景観の形成	22
	に重要な建造物(建築物、工作物)として指定したものです。	
景観重要建造物等	歴史的建造物や景観重要建造物の活用と保存を目的として、建築物と園地を一	117
と一体となった都	体化し、都市公園として活用・保存できる制度を活用して公園を整備するもので	
市公園	す。	
景観法	良好な景観の形成促進を目的として、平成 6年6月に公布された法律で、景	3
	観行政団体による景観計画の作成、景観計画区域や景観地区の指定、景観重要建	
	造物の指定などが盛り込まれています。	
広域避難場所	地震発生後に大火災が発生した場合、炎、煙や輻射熱から市民の生命を守るた	32
	めに、鎌倉市地域防災計画で定めている避難場所をいいます。	
公益財団法人鎌倉	昭和 39 年に発生した鶴岡八幡宮裏山の御谷開発に対して、御谷の自然を守る	25
風致保存会	運動を展開した市民や文化人が中心となって設立した団体です。わが国のナショ	
	ナルトラストの第一号と言われており、現在は自然環境の保存事業や文化活動を	
	展開しています。	
公園愛護会	町内会・自治会・老人会・婦人会・子供会などの団体が、「鎌倉市街区公園等愛護活	23
	動実施要項」に基づいて、身近な街区公園等の愛護活動を行うために結成する団	
	体です。	
【さ行】		
施設緑地	都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共又は民間の施設をいいます。	22
	 例えば、公共施設の児童遊園・青少年広場・歩行者専用道路・学校の植栽地や、民間	
	 の市民緑地・市民農園・社寺境内地・開放している屋上の緑化空間などが該当しま	
	す。	
常緑樹・常緑広葉樹	年間を通じて緑葉を保つ樹木をいいます。常緑広葉樹は、クスノキ・アオキ等	_
	に代表される広く平たい葉を持つ常緑樹をいいます。	
ストック効果	インフラのストック効果とは、インフラが社会資本として蓄積され、機能する	54
	ことで継続的に中長期的にわたり得られる効果をいいます。公園や緑地には、防	
	災性向上や環境維持・改善など、様々な効果が相互に関連しながら人々の生活に	
	NOTICE AND ADDRESS OF THE CONTRACTOR OF A STATE OF THE CONTRACTOR	<u> </u>

_	役立っています。	
スプロール化	急速な都市化の進展により、市街地が無秩序、無計画に拡大していく現象をい	17
	います。	
生態系・生態系ネッ	生態系とは、生物的要素(動植物)と、それを取り巻く非生物的要素(大気・土・	38
トワーク	水・太陽の光)が組み合わさった自然のシステムをいいます。	
	生態系ネットワークとは、野生生物の生息・生育地となる樹林地・水辺地等を	
	網の目状に連携させていくことをいいます。	
生物多様性	生物は、進化の過程で、様々な環境に適応し、他の生き物と関わりながら多様	3
	に分化しています。生態系は、地域の特性に応じて、多くの生物種が、複雑なバ	
	ランスの下で共存することによって、成り立っています。この多様な生物の世界	
	を「生物多様性」といいます。	
生産緑地地区	生産緑地法に基づき、市街化区域内にある農地などで都市計画に生産緑地地区	46
	として定められた土地又は森林をいいます。	
【た行】		
第 2 次一括法	平成 23 年 8 月に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図る	5
	ための関係法律の整備に関する法律案」(第 2 次一括法)が制定され、都道府県の	
	権限の市町村への移譲が定められました。緑地に関しては、近郊緑地特別保全地	
	区を含む特別緑地保全地区の土地の買入れ事務が市に移譲されました。	
 脱炭素都市づくり	脱炭素都市づくりは、地球温暖化防止の観点から、交通体系の見直し・緑地の	36
	保全や都市の緑化・未利用エネルギーの活用等の推進により実現を図る、二酸化	
	炭素排出量の少ない都市づくりをいうものです。また、低炭素化は、低炭素都市	
	づくりに向けたこれらの活動をいいます。	
地域制緑地	「シャン・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス・ス	29
2023年11年20	用や開発を規制する、法律や条例などに基づく制度による緑地をいいます。施設	21
	緑地に対して地域制緑地といいます。	
地区計画	都市計画法に定められている、住民の合意に基づいて地区の特性にふさわしい	14
地区計画	まちづくりを誘導するための計画制度です。	14
生力4 立/3 hb		126
特定生産緑地	平成 29 年の生産緑地法の改正により創設された制度で、生産緑地指定から 30	126
	年経過が近づいた農地について、農地として保全することが良好な都市環境のた	
	めに有効であるものを市町村が特定生産緑地として指定するもので、買取りの申	
	出をすることができる時期を10年間先送りにすることができます。	
都市計画基礎調査	都市計画法に基づき、都市計画の実態を把握するために、おおむね5年毎に人	18
	口規模・土地利用・交通量などの基礎的な調査を実施するものです。	
都市計画区域	都市計画法に基づいて、都市計画を策定すべき土地として設定された区域です。 	-
	│鎌倉市では、市街化区域と市街化調整区域に区分されています。 	
都市公園·都市計画	都市公園は、都市公園法に定められた国または地方自治体が設置する公園をい	22
公園	います。また、都市計画公園は、都市公園のうち、都市計画法に定める都市施設	
	の公園として都市計画決定されたものです。	
都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準等を定めて、都市公園の健全な発達を図	2
	り、公共の福祉の増進に資することを目的として、昭和 31 年 4 月に制定された	
	法律です。	
都市公園の公募設	飲食店、売店等の公園利用者の利便の向上に資する公募対象公園施設の設置と、	119
置管理制度	当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者	
	が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定	

	する制度です。	
都市緑地法	都市における緑地の保全や緑化の推進により良好な都市環境の形成を図り、健	2
	康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、昭和 48 年 9 月に都	
	市緑地保全法として制定された法律です。この法律には、都市における緑地の保	
	全及び緑化の推進に関する制度等が定められています。	
都市林	平成5年の都市公園法施行令の改正で新たに加えられた、「主として動植物の生	22
	息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園」です。	
【な行】		
二次林	自然林(一次林)に対する伐採などの人為が加えられた後、再生した二次的な森	36
	林をいいます。	
【は行】		
パリ協定	平成 27 年(2015 年)12 月に開催された気候変動枠組条約第 21 回締約国会議	4
	において、パリ協定が採択されました。パリ協定では、世界共通の長期目標とし	
	て、産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に保ち、さらに 1.5℃の上昇に抑	
	えるための努力を追求することなどを定めており、日本は 2050 年までに基準年	
	から 80%の温室効果ガスの削減を行うこととしました。	
ヒートアイランド	地表面の人工化や人工排熱の増加などにより、都市部や市街地の気温が、郊外	37
減少	 や田園地域と比べて高くなる現象をいいます。	
萌芽更新	根株を残して樹木を伐採し、その後根株から生じてくる若芽を何本か残して再	-
	 び成木へと成長させるプロセスを繰り返す樹林管理方式のことです。	
【ま行】		
まちづくり空地	鎌倉市開発事業等における手続及び基準等に関する条例に基づく、良好な市	96
	街地環境または歩行者空間の拡充に供するために確保する空地です。	
身近な緑	市民が日常的に生活する空間内に分布する公園・道路・公共施設・個人住宅の	48
	 植栽地・屋敷林・既存樹林等の緑を総称する言葉として用いています。日常的に	
	生活する空間とは、一般に近隣住区と呼ばれる小学校区などの生活圏域を想定し	
	ています。	
緑	この計画でいう緑とは、樹林地・農地・水辺地やこれらに類する土地が単独で	-
	 若しくは一体となって良好な自然環境を構成しているものや、都市公園・街路樹・	
	 公共施設や民有地の植栽地などを総称するものであり、さらには、これらが創り	
	 出す景観や人間の精神的なものまでを包括する言葉として用いています。	
緑のネットワーク	都市の緑の持つ環境保全・防災・生物多様性保全・景観形成等の多機能性をよ	37
	 り効果的に発揮させるために、樹林地、河川、農地、公園、街路樹、公共施設や	
	 民有地の植栽地等の緑の連続性を高め、相互の連携を高めていくことをいいます。	
ミニ防災拠点	鎌倉市地域防災計画で位置づけられている、市立小中学校を対象とする避難場	32
	所をいいます。	
【や行】		
谷戸	台地・丘陵地の内部に向かっていく筋もの谷が入り込んでいる場所の地形をい	13
	います。	
【ら行】		
落葉樹・落葉広葉樹	春~夏にかけて緑葉が茂り、秋~冬には落葉する樹木をいいます。落葉広葉樹	_
	は、サクラ・ケヤキ等に代表される広く平たい葉を持つ落葉樹をいいます。	
立地適正化計画	平成 26 年の都市再生特別措置法の改正により創設された、人口減少社会に対	2
بن ابان مدیدن	応した、持続可能でコンパクトなまちづくりを実現するためのマスタープランで	-
		1

	す。	
	市町村が持続可能なまちづくりに向け、居住機能や医療・福祉・商業、公共交	
	通等のさまざまな都市機能を誘導するものです。	
	令和 2 年の改正では、居住誘導区域内の防災対策等を盛り込んだ「防災指針」	
	の作成や、土地区画整理事業における防災住宅建設区の設定等が規定化されまし	
	た。	
リーディング・プロ	リーディング(leading)は主要な・指導的な・先端的な・最初のなどを、プロジ	94
ジェクト	ェクト(project)は計画・企画・考察などを意味する言葉です。「リーディング・	
	プロジェクト」は、先端的なテーマに集中的に取り組む組織(リーディング・プロ	
	ジェクトチーム)や、新たな問題の解決策を自ら考案し実践する活動方法(リーデ	
	ィング・プロジェクトメソッド)などのいくつかの捉え方がありますが、緑の基本	
	計画では、「計画の実現を力強く推進するため、重点的に取り組むべき施策展開」	
	という意味で用いています。	
流域	雨水の表面水が集まる分水界によって囲まれた範囲で、集水域ともいいます。	58
流域生態系	河川流域は、河川を軸に源流域をなす山の緑、谷戸の緑・河川沿いの樹林地・	51
	自然海岸線・海等が結びついて、山・川・海の多様な動植物が生息生育するまと	
	まりのある自然環境を形成しています。流域生態系は、この河川を軸とする自然	
	の系(システム)をいいます。	
緑地	緑のうち、特に一定のまとまりを持って存在する樹林地・農地・水辺地などを	-
	いいます。	
歴史的風致	歴史まちづくり法第 条において「地域固有の歴史及び伝統を反映した人々の	15
	活動と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが	
	一体となって形成してきた良好な市街地の環境」と定義されています。	
歴史的風致形成建	「鎌倉市歴史的風致維持向上計画」に掲載した重点地区において、その歴史的	30
造物	風致の維持及び向上のために、保存を図る必要があると認められる建造物を、歴	
	史まちづくり法の規定に基づく「歴史的風致形成建造物」として指定します。	
歴史的風土保存計	古都保存法第5条に基づいて定める計画で、保存区域における行為の規制、保	29
画	存に関連して必要とされる施設の整備、特別保存地区指定の基準、土地の買入れ	
	等に関する事項を定めることとなっています。	
歴史まちづくり法	良好な市街地の環境(歴史的風致)を維持・向上させ後世に継承することを目的	117
(地域における歴史	に、平成 20 年 5 月に制定された法律です。	
的風致の維持及び		
向上に関する法律)		

○写真等の資料のご協力をいただきました。

池 英夫様・岩田晴夫様・松本清治様

公益財団法人鎌倉風致保存会・公益財団法人鎌倉市公園協会・公益社団法人鎌倉市観光協会市遊休農地解消対策協議会



桜まつり(鎌倉) 坂井武三郎 (公益財団法人鎌倉風致保存会所蔵)

- ○鎌倉市緑の基本計画は、平成8年4月に策定し、計画の基本理念を「山と海の自然と人・歴史が共生する鎌倉」と定めて、緑の将来都市像の実現に取り組んできました。
- ○これまで、平成 |3年に一部見直し、平成 |8年及び平成 23年に全面的な見直しを行っています。
- ○緑の基本計画の内容は、見直しを行うたびに、充実させてきましたが、計画の基本理念等の基本的方 針は一貫して継承しており、今後の改定においてもその姿勢を大切にして、市民等とともに緑の将来 都市像の実現に取り組んでいきます。

鎌倉市緑の基本計画

編集・発行 鎌倉市都市景観部みどり公園課

〒248-8686 鎌倉市御成町 18-10

TEL: 0467(23)3000(代表) FAX: 0467(23)8700(代表)

E-mail: midori@city.kamakura.kanagawa.jp

令和4年3月

